そこで，鳥取県第１区と東京都第１区との間で比較すると，本件選挙時における選挙人比最大較差は，2.067倍であり，２倍を僅かに超える較差にとどまっている。また，同較差が２倍を上回るのは５選挙区だけである。

もともと，国勢調査の結果に基づく新たな選挙区割りは，区画審の調査審議，勧告を受けて，改定法案が国会に提出され，国会での審議を経て法律として成立し，公布，施行されることが必要であり，それまでには相当の時間を要する上，その後，次回の選挙区割りの改定までにかなりの時間的間隔があり，こうした経過の中で選挙区間の人口の較差が２倍を僅かに超えることは，選挙区割りの継続性，安定性の要請から法が許容するところであり，憲法の要求する投票価値の平等の要求に反するものであるとまではいえない。

そうすると，本件区割規定の基礎となった平成22年国勢調査の調査時から４年２か月余りが経過した本件選挙時において，選挙人比最大較差は，鳥取県第１区を基準とすれば2.067倍と２倍を僅かに超える程度にとどまっていたもので，前記２⑴及び⑵の緊急是正策として，国会の合理的な立法裁量の範囲内における現実的な選択として定められた本件選挙区割りについて，その較差が立法裁量の合理性を失わせる程度に至っていたと解することはできない。

４　以上に述べたところによれば，国会が具体的な選挙区割りを定めるに当たって考慮することが許される諸事情のほか，本件区割規定が次期総選挙を違憲状態のまま行うことのないよう緊急に人口比最大較差を２倍未満に是正するための特例として，都道府県別定数を０増５減するにとどめ，これに基づき必要最小限の選挙区割りのみを見直したことは，国会の合理的な立法裁量の現実的な行使として許容されるものであり，少なくとも本件選挙時においては，いまだその立法裁量の合理性は失われていなかったこと，上記０増５減の対象となった５県を除く都道府県について定数の見直しや再配分がなされなかったことが，本件選挙時における選挙人比最大較差が拡大し，２倍を僅かに超えたことの主な要因であるとはいえないこと等の事情を総合的に考慮すると，本件区割規定は，国会に与えられた裁量権の行使の合理的な範囲内にあるというべきであって，本件選挙当時，本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできない。

５　私たちも，多数意見が，衆議院に設置された衆議院選挙制度に関する調査会において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ，新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があると述べていることには賛同する。

加えて，選挙区間の投票価値の最大較差が拡大する要因としては，区画審が定めた「区割りの改正案の作成方針」（平成13年９月）において，都道府県内の区割り基準について，「各選挙区の人口は，当該都道府県の議員１人当たり人口の２／３から４／３までとする」との原則や「市（指定都市にあっては行政区）区町村の区域は分割しない」との原則が定められていたことによるところが大きいといえる。実際には，後者についてかなりの例外を認めてきているとはいえ，いまだ同一都道府県内での選挙区間人口の平準化を妨げ，較差を生ぜしめる主な要因になっていることは明らかであり，地方自治体の議会の議員の選挙とは異なり，全国民を代表すべき国会議員を選出するための選挙区割りであることを踏まえると，区画審においては，こうした基準を見直し，憲法の投票価値の平等の要求をより一層実現するよう希望しておきたい。

裁判官大橋正春の反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見と異なり，平成23年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとされた旧選挙区割りは本件選挙区割りによっても違憲状態が解消されたことにはならず，したがって憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったもので，本件選挙区割りは憲法の規定に違反すると考えるものであり，また本件では事情判決の法理を適用すべき事情はなく，本件選挙区割りに基づいてなされた本件選挙は本判決確定後６か月経過の後に無効とするのが相当であると考える。

１　いわゆる合理的期間の法理に関する私の理解は，平成25年大法廷判決における私の反対意見１項に述べたとおりであり，これを引用する。

２　国会は，遅くとも平成23年大法廷判決の言渡しによって旧選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると認識し得たのであり，合理的期間の始期は遅くても言渡しがされた平成23年３月23日ということになる。

ところで，平成25年大法廷判決は，本件選挙区割りについて，「上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており，平成22年国勢調査の結果を基に１人別枠方式の廃止後の本件新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず，そのため，今後の人口変動により再び較差が２倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど，１人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。」と判示した。そして，同判決が想定したように，本件選挙当時における選挙区間の投票価値の最大較差は2.129倍となっており，憲法の平等価値の原則に反する状態になっていることは多数意見の指摘するとおりであるから，平成23年大法廷判決が指摘した違憲状態は，現在でもいまだ解消されていないことになる。

平成23年３月23日から本件選挙施行日である平成26年12月14日まで３年８か月が経過しており，国会に認められた選挙制度の構築についての広範な裁量権や議員間で利害が激しく対立する選挙区割りの改正の困難性を考慮しても，３年８か月は国会が旧選挙区割りを憲法上の平等価値の原則に適合するものに改正するのには十分な期間である。したがって，本件では憲法上要求される合理的期間を徒過したものといわざるを得ない。

また，平成24年改正法及び平成25年改正法の成立により本件選挙区割りを制定したことを，漸次的な見直しが行われたとして，合理的な期間の判断に当たって考慮することは相当でないと考える。本件選挙区割りの性格については平成25年大法廷判決の指摘するとおりであり，平成22年当時の国勢調査に基づく選挙区間の人口比較差こそ1.998倍と僅かに２倍を下回るものであったが，その後の人口動向から次の選挙時にはこれが２倍を超えることは相当の確度で予想されていたことであり，現に本件選挙当日における選挙人の最大較差は２倍を超えるものとなっている。したがって，平成24年改正法及び平成25年改正法は，問題の根本的解決に向けての立法府の真摯な努力を前提にした上での当面の是正策であると評価することはできず，合理的期間の経過の判断に際して考慮すべきものではない。

また，本件選挙後の国会における是正の実現に向けた取組については，現在まで具体的な成果を上げているものでなく，現在までに既に４年８か月も経過していることを考慮すれば，合理的な期間が経過しているとの上記の判断を左右するものではない。

３　本件選挙区割りが違憲であるとした場合には，いわゆる事情判決の法理の適用が問題となる。合理的期間の法理が，選挙制度の仕組みの決定について認められている国会の広範な裁量権を尊重するという司法権と立法権の関係に関わるものであるのに対し，いわゆる事情判決の法理は，行政事件訴訟法の規定に含まれる法の一般原則に基づくものと理解されているが，これはまた違憲判決の効果の範囲・内容を定めるについて裁判所の有する裁量権（最高裁平成24年（ク）第984号，第985号同25年９月４日大法廷決定・民集67巻６号1320頁参照）の表れの一つでもある。殊に，定数配分規定や選挙区割りの違憲を理由とする選挙無効訴訟は，公職選挙法204条の選挙の効力に関する訴訟の形式を借りて新たな憲法訴訟の方式を当審が創設したという実質を有するものであり（最高裁昭和59年（行ツ）第339号同60年７月17日大法廷判決・民集39巻５号1100頁の裁判官寺田治郎，同木下忠良，同伊藤正己，同矢口洪一の補足意見（以下「昭和60年大法廷判決の共同補足意見」という。）参照），その効果を定めるについて裁判所の裁量を認める余地は大きいということができよう。勿論，憲法上保障される個人の基本的権利の侵害が問題になっている場合には，違憲の効力を制限することには慎重であるべきだが，本件はいわゆる客観訴訟でありそのような問題は生じない。

上記のように考えた場合には，裁判所は，昭和51年大法廷判決のいう違法であることを判示するにとどめて選挙自体は無効としないとすることや，昭和60年大法廷判決の共同補足意見のいう選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に初めて発生するものとすることが可能である。